

鎌倉幕府引付頭人小考

佐々木 文 昭

はじめに

鎌倉幕府政治史の研究は、「源家将軍期↓執権政治期↓得宗専制期」と推移したとする佐藤進一氏の理解を基礎として進展してきたといつて過言ではない。その後は佐藤説を基本的に承認しつつ、主に執権政治から得宗専制へと変化を遂げる時期をめぐる種々の議論が重ねられ、大きな成果をあげてきた。^{①②}

しかしながら、当該期を考察するにあたっては一次史料の決定的不足という問題があり、二次的史料に頼らざるを得ないことが大きな障害として立ちふさがってきた。結果として、必ずしも十分な史料的分析を経たとはいきれない、やや実証性に欠けた議論も散見されるように思われる。この点は幕府内或いは北条氏一族の内訌の歴史として、幕府政治史を叙述することが多いことにも表れている。

そこで研究史の流れからあえて離れ、幕府内の政治組織に対しての静態的な見直しを行ないつつ、鎌倉幕府後期の政治史を検討することにも意義があると考ええる。本稿は、裁判機関たる引付制を主導した引付頭人の人的な変遷に着目しながら、得宗専制とされる時期を中心として幕府首脳の構成を明らかにすることを課題としたい。そのため、建長元（一二四九）年の引付制設置以後弘安七（一二八四）年までの頭人名を記す『関東評定衆伝』⁽³⁾及び佐藤進一氏により復原された同八年から元徳三（元弘元、一三三一）年までの同職就任者について、担当する番を単位として頭人の変遷を跡づけた表を作成し基礎資料とする。次にこの表の分析を通して、まず各番頭人の政治的な位置や番相互の間に存在した差違などを確認する。さらに頭人を考察するにあたっての注目点や、頭人と他の要職との関連などをみていくなかで、引付頭人の幕府職制上の位置を明確にする。また引付制の番数は設置後しばしば変動していたために、これを政治的な動きとの関わりで解釈したり、或いは得宗又は一部実力者らによる恣意的な人事介入などがしばしば指摘されてきた。これらの点にも、引付頭人を通して再検討する。

本論に入る前に、引付制の概要について簡単に触れておきたい。⁽⁵⁾この組織は建長元年十二月に、評定に提出するための判決草案を作成することを主任務として設置された。引付制は、引付頭人の指揮下に評定衆・引付衆・引付奉行人などを構成員として、幾つかの番を編成しながら訴訟を扱っていた。この番数はしばしば改編されながら、文永三（一二六六）年には一旦廃止される。⁽⁶⁾しかし同六年に復活して以後は幕末に至るまで、五番制では安定した。その際の頭人職は、北条氏が一番から四番までの四人を独占し、五番には他氏族から登用するという形を基本としていたとみられる。ただ永仁元（一二九三）年十月から翌年十月までの一年間は引付制を廃止し執奏制をとり、また乾元元（一三〇二）年九月から応長元（一三一）年十月までと、文保二（一三一八）年及

(表二) 引付頭人変遷表

年号	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	備考
建長1	政村(政)	朝直(大)	資時(房)						資時死 五番制へ 行盛・義景死
正元1			時章(名)	行盛(二) 行方(二)	義景(安) 行泰(二)				三番制へ 時頼死 執権長時・朝直死
弘長1									3・6引付制廃止
文永1			泰盛						
康元1			実時(金)		泰盛(安)				政村連署
正嘉1									
建治1									
弘安1									
正応1									
永仁1									
正安1									
乾元1									
嘉元1									
徳治1									
延慶1									
応長1									
正和1									
文保1									
元亨1									
元応1									

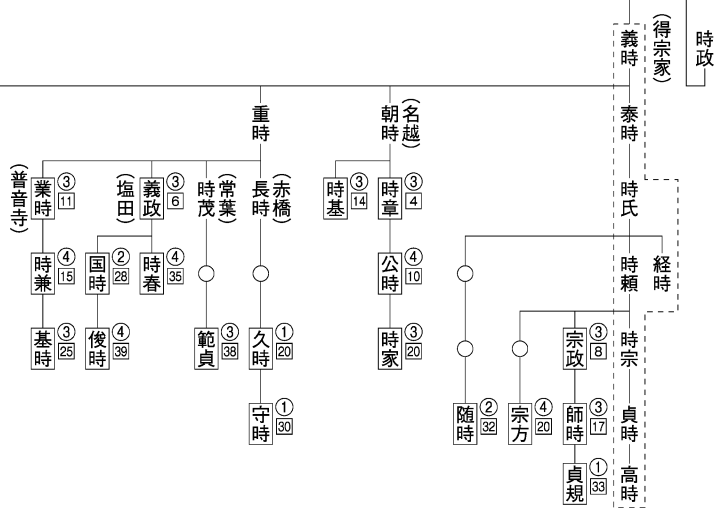
※岡邦信氏「中世武家の法と支配」(信山社、二〇〇五年)93頁参照。

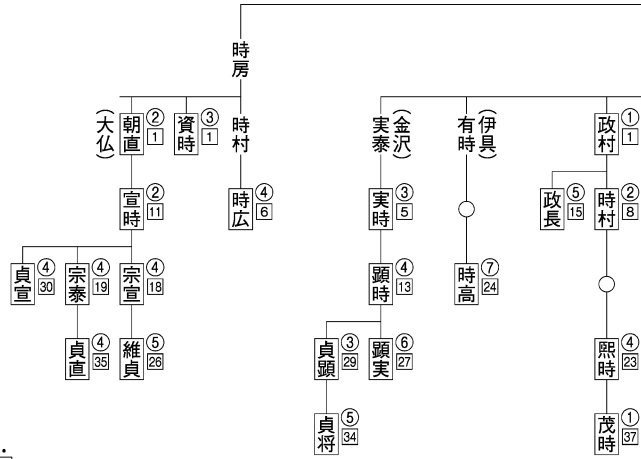
- ・年号後の丸数字は番文のない年を意味する。
- ・北条一門の人名の後ろの括弧内は家名などを以下の略称で記す。
 (得)↓得宗一族(政)↓政村流(房)↓大仏家を除く時房流(名)↓名越家、(赤)↓赤橋家、(常)↓常葉家(塩)↓塩田家、
 (善)↓善音寺家(伊)↓伊具家(金)↓金沢家(大)↓大仏家
- ・他氏族は細字(明朝体)で表記するとともに、右記と同様家名などを以下の略称で示す。
 (二)↓二階堂氏(安)↓安達氏(宇)↓宇都宮氏(長)↓長井氏(太)↓太田氏(撰)↓撰津氏
- ・備考欄には主として頭人の退任理由について佐藤氏による推測を含め記した。なお同欄の「六」は六波羅探題を指す。
- ・波線について、太波線は在任が推定される場合、細波線は一度退任した人物が復帰した場合に前後の番数を示すために、それぞれ使用した。

び翌元応元年閏七月までの引付制は六番以上で編成されており、五番制からの例外の時期となる。

なお本稿では北条一門出身の頭人に限定することから、他氏族出身の頭人就任者も多数いたが、検討対象からは除外する。また北条氏の人名については、表及び系図の中に家名を記すことにして、頭人就任者については名のみを表記とする。但し表・系図中に記載のない一族出身者は家名などを含めた。

北条氏引頭人關係系圖





- で囲った人名は頭人就任者
- の中の数字は引付頭人初任時の番数を示す。
- の中の数字は引付頭人の就任順を示す(なお同一の数字は同時の就任を意味する)。
- 時春については、細川重男氏の説に従い塩田家とした(細川氏職員表「塩田時春項参照」)。
- 時村は政村系と時房系に同名者がいるが、本文中では全て政村系時村を指す。

第一節 引付頭人と番数

本節では、前掲の表(一)「引付頭人変遷表」を基に、北条氏出身者について各番頭人職の注目点を番数順に検討する。その狙いは、担当する番と頭人の政治的位置との関連性を求めることにあり、岡邦信氏は「一般に、引付番数の若い頭人ほど地位が高い」(傍点は佐々木、以下同じ)と指摘していた。このような理解は通説化していると思われるが、今一度頭人たちの番の異動を追うなかで明確化したい。叙述の都合上、担当する番数が繰り上がることを「昇番」、逆に番を下げることを「降番」とそれぞれ呼称する。また引付制は既述のように五番制を基本としたが、時には六番以上の編成をとることもあったのであり、これを「多番制」と称することにする。

一 一番頭人

一番頭人の就任者は合計十六名である。まずはこの地位に到達するまでの、彼らの経歴を確認しておきたい。この職を頭人の初任とするのは、初代の政村を含め五名である(他に久時・守時・貞規・茂時)。二番頭人を初任として一番に昇番したのが二番初代の朝直を含め四名(他に宣時・時村・国時⁹)、三番を初任とするのは同職初代時章を含め四名(他に実時・宗政・業時)であった。そのほか他番を初任とする人物には、宗宣(初任四番・熙時(同上)・貞将(初任五番)の三名がいる。また彼らの中で六波羅探題の勤めを終え、その東下後に一番頭人に就任していたのが時村・久時・宗宣・貞将という四名である¹⁰。以上の前歴から判断すると一番頭人には、(1)初任を一番とする者、(2)他番から階梯を踏んできた者、(3)六波羅探題を経由した者、という三系統を確認できる。但

し(2)の内四番頭人以下を初任とした者のなかでは、頭人職のみを歴任して辿りついたのは熙時一人であり、一番頭人に到るためには初任は三番以内というのが実情であったろう(なお三番頭人の項を参照)。

さて右記十六人中在職時に死去した者が五名(朝直・時章・実時・宗政・貞規)、また同職辞任後の動向不明者が二人いる(久時・国時)。この七名を除くと、残る九名はその後執権又は連署に就いていた。得宗を除くと、一番頭人は次期の執権・連署の有力候補者という地位にあったと解釈できる。この点を例証すると思われるのが、一番から二番頭人への降番人事である。降番については、次節第三項でも検討したいが、該当する人物に久時・国時・守時の三名がいる。順にみていこう。久時の場合は、宗宣が六波羅探題からの東下後に一番頭人に就任したことに伴う人事であったが、宗宣が連署に就任した三年後に戻る。国時は一時頭人職を離れていた熙時の復帰による降番であったが、久時と同様に、熙時の連署就任で二年後には一番となる。守時の場合は貞規が初任で一番に就いたためであるが、貞規の死去により三年後にはやはり戻っていた。降番の要因となった人物の異動・病死などによつて、三者とも一番に復帰していたのである。このように新たな執権・連署候補者の登場による一時的な降番はありえたとはいえ、一番頭人という地位は執権・連署への最短距離という役割となっていたことが示されているといえよう。

二 二番頭人

二番頭人の経験者は十九名である。彼らのその後を確認しておきたい。一番へ昇番した者は八名、一番頭人を経験せずに執権職に就任したのが二名(帥時と基時)。但し後者は頭人職を辞した三年後の就任、在任中に死亡又

は病に倒れた者が五名となる（公時・宗泰・顕実・時春・貞直）。残る四名についても触れておく。随時は二番を初任として、三年後には鎮西探題に赴任しその地で没するという、頭人としては異例の経歴を持つ¹²⁾。また時基は初任の三番を十年以上務め二番に昇番したが、僅か一年後には師時の登場により三番に戻り、その二年後同番頭人のまま辞していた。貞頭は六波羅探題へ二度目の赴任となり、時高は初任の七番から二番頭人に到り辞任していた。

さて頭人初任が二番というのは、引付制発足時の朝直の他に時村・宣時・国時・随時という五名がいる。随時を除くと、残りの四名は一番に昇番し、さらに時村と宣時は連署に就任していた。二番頭人在任時に執権に就いたのは、前述の師時のみであり、二番頭人職から直接執権又は連署に就任するというのは例外的事象とみてよいであろう。

三 三番頭人

三番頭人には、他氏族として唯一就任した安達泰盛¹³⁾を除くと、北条氏出身者として二十二名が就任していた。ここを初任とするのが、制度開始時の資時を含め十二人と過半数を超える。ところが二番頭人に到るのが八名、さらに一番頭人に辿りついたのは時章・実時・宗政・業時という四名に過ぎない。この内時章・実時両人は、引付制が一旦廃止される文永三（一二六六）年以前には既に頭人職に就任していたのであり、いわばこの制度の未成熟期に属する人物であることを指摘しておきたい。また宗政は建治三（一二七七）年、業時は彼の後任として弘安四（一二八一）年にそれぞれ就いており、この二人も必ずしも鎌倉後期とはいえない。とすると弘安年間以

降幕末に至るまで、三番頭人初任者からは一番頭人がでなかったことになる。

さて前記の宗政・業時両者には、二番頭人を経験しておらず、二番を謂わば「飛び越し」て一番頭人に就任したという共通点もある。この点を検討しておこう。宗政は建治三年の八月に一番頭人に就く。同頭人であった実時は前年十月に病死したがその補充は行なわれておらず、また二番頭人の時村は六波羅探題に転任することになっていった。即ち一番・二番ともに、闕員ともいふべき状態にあったのであり、宗政についてはあえて飛び越したと考える必要はなくなる。なお彼の人事の際に二番に宣時・三番には業時がそれぞれ新任として同時に登用されていた。弘安四年に宗政が病死し、それに伴う異動のなかで、宣時は二番に留任したまま、業時が一番頭人となったのであり、ここが注目されよう。しかもこの飛び越しての任命というのは、四番以下を含めた頭人人事全体をみても彼一人しかいないのである。この時期の政治史を考察するうえでも見逃せないと思われる。¹⁴

次に執権・連署就任者ついていえば、義政が三番頭人在任中というこれまた注意すべき任命はあるが、三番初任者では他に業時と貞頭の二人¹⁵がいるにすぎず、一番は勿論のこととして二番を初任とする者とも、大きな地位的な差が存在していたと判断できる。

四 四番頭人

四番頭人では、この制度の初期に二階堂氏の行盛と行方、また後期に長井宗秀と安達時頼という他氏族出身者は四名いるがここでは触れず、北条氏一族に限定する。同氏出身者では十六名が就任し、ここを初任とする者が十二名¹⁶のぼる。従って前項の三番頭人と合わせると、北条氏出身の全頭人三十九人中二十四名がどちらかを初任と

していたのであり、北条氏にとっては三番又は四番に登用されるというのが基本となっていたと考えられる。

この初任者十二名中二番に到達した人物は五名いるが、一番頭人にまで昇番できたのは連署ともなった宗宣と熙時という僅かに二人に限られる。しかも宗宣の場合は四番就任の翌年には早くも六波羅探題に転任し、その東下後にいきなり一番頭人に任命されていたのであり、当然のことながら二・三番の頭人は経験していない。結局頭人職のみを歴任した人物としては熙時のみとなる。これは四番を初任とする者にとって、執権・連署は勿論として、一番頭人への道もまた遠かったことを意味するのであろう。

五 五番・六番・七番の各頭人

五番頭人は、初代の安達義景以来安達・二階堂・長井などいわば他氏族の「定席」ともいえる役職とみられ、北条氏出身者に限定すると初見が弘安九年まで下り就任者も八名と少ない。また同氏でここを初任としたのは政長・維貞・貞将の三名で、貞将は一年余りの在籍にすぎず、維貞はやや長くさらに一旦は七番制の六番にまで下がってもいた。貞将は四番頭人を経て一旦は退任、三番として復帰後僅か一年余りで六波羅探題に転任し、その東下後には一番頭人に就任しており、五番初任者としては唯一人一番頭人に到達した人物となる。

六番を経験した北条一門は四名で、内こを初任とするのは顕実のみ、同じく二名の就任者しかない七番では、時高（斉時・斎時）一人がこを初任としていた。両番ともに初任者が各一名というのは、引付制が五番制を原則としていたことから、少数なのが当然ではあった。

以上のように五番から七番の頭人を初任とするのは計五名であるが、顕実と時高兩名は二番にまで到り、また

六波羅探題を経由したとはいえ貞将は一番頭人に辿りついた。この点からすると、多番制下で多く生じた五番以下の頭人は、四番初任者と政治的な地位としてはほぼ同列と考えてよさそうである。

第二節 引付頭人と評定衆・「多番」制・「降番」

一 引付頭人と評定衆

引付頭人は、評定衆中からの昇進を基本とするが、頭人就任後も同職を兼任し評定会議に出席していた。ここで北条一門の頭人と評定衆との数的な面について、まず弘安七（一二八四）年までの人名を記載する『評定伝』を用いて確認しておきたい。建長元（一二四九）年の引付制発足時から弘長元（一二六一）年までは基本的に五番編成をとり、北条氏の頭人は一番から三番までを押えていた。この間同氏出身の評定衆は三乃至四名にとどまっている。弘長二年から文永三（一二六六）年までの五年間は三番編成であり、弘長二・三両年は北条氏が頭人職を独占したが、一番頭人の朝直の死をきっかけとして文永元年に安達泰盛が三番頭人に就いたことにより北条一族は二名となる。この間の同一族からの評定衆は二名から四名が在職していた。ここまでの時期においては、北条一族の頭人数に対して評定衆は同数かせいぜい一・二名多いという状態で推移していたことになる。人事異動や死亡などにより生じてしまう闕員に備えるという観点に立てば、頭人数を維持するにあたってぎりぎりの人数といえるのではなからうか。逆にいえば、三番制の一時期には確かに全頭人を占めたとはいえ、同職を北条氏が独占し続けることは、人員的にはかなり厳しい状況にあったと思われる。

さて引付制が復活した文永六年以降になると、北条一門の評定衆は五・六名が基本となり、また引付衆就任者も大幅に増加し、両職に対する一族の人的な厚みが徐々に増していく。しかし当該期では原則四名の頭人を起用していたのであり、人数面ではそれほど余裕はないといえよう。この意味で引付制度発足時からしばらくの間北条出身者は、引付衆にさえ登用されれば、評定衆を経ては頭人への道が開けていたのである。¹⁹⁾

では弘安八年以降についてはどうか。ここで参照したいのが『永仁三年記』である。同書の記載を基に佐藤藤一氏は、永仁三（一二九五）年の評定衆として十九名を復原した。²⁰⁾ 詳細に人名を記載する同書の性格から判断して、この数が同年の評定衆全員を示す可能性は高いが、その内九名を北条一族が占めている。次に一気に時期は下るが嘉暦元（一三二六）年の評定衆について、佐藤氏は北条氏出自者として五名を復原したが、その中には同年の同一族の引付頭人三名が含まれておらず、彼らを加えれば少なくとも八名は在籍していたことになる。僅かに二例からではあるが、十三世紀末から幕末期までの北条一族の評定衆数は八・九名前後で推移していたのではなからうか。この推定に大きな誤りがないとすると、鎌倉後期になると頭人への昇任を巡って、一族の評定衆間には競い合いともいえるべき状況が生じたと考えられよう。

二 引付頭人と「多番」制

本項では、引付制の番数が六番以上となる多番制を検討する。²¹⁾ 文永六年の復活後の引付制は、概ね五番体制で運営されていた。²²⁾ これが大きく変動するのは乾元元（一三〇二）年である。前年には得宗貞時が引退するとともに連署宣時も辞しており、二人の後任として二番頭人師時が執権に、連署には一番頭人時村がそれぞれ任命され

た。首脳部の交替に連動するかのようには同年中には二度の頭人の改編が行なわれる⁽²³⁾。その後嘉元三(一二三〇五)年八月から一年間ほど五番制に戻ったのを除くと、応長元(一二三一一)年までの約十年間はめまぐるしく番数が変動した時期となった。なかでも乾元元年九月から嘉元二年にかけては最多となる八番制にまで拡大されており、この間で同一番の職に留まったのは四番頭人時高の三年半余りの在職というのが最長であった。多番制状況は、文保二(一二三二八)年と翌元応元年にも認められる。これらは制度や組織そのものの改定とみるべきなのである⁽²⁴⁾。

さて乾元元年の二度目の編成替えにより、五番制から一挙に八番制となった。その要因は、六波羅探題から戻ったばかりの宗宣が一番頭人に登用され、前年一度は退いた宗方と時家が復帰し、さらに摂津親致が八番頭人に新任となるなど、同時に四名が加わったことに求められる(北条一門六名、長井宗秀を加え他氏族出身者が二名)。翌嘉元元年親致は病死したがここで新たに時高を加えて、八番体制は維持された(北条七名、他氏族一名)。ところが同二年になり、一度は復帰した時家・宗方と長井宗秀が頭人職を去り五番制に戻っていた。ただここで注意すべきは、他氏族の定席はずの五番頭人を含め、五名全員が北条氏出自者となったことである。これは翌三年に一番頭人宗宣の連署就任と宗泰の退任を経て、基時が新加されるとともに宗秀も復活し、北条氏四名・他氏族一名という本来の体制となった。

しかし徳治元(一二三〇六)年には再び七番制となってしまう。これには乾元元年と同様の事情があり、この年維貞・顕実両名が一時に登用され、それぞれ五番・六番の頭人に就いたことがきっかけとなった。その後も新たに加わる者が続き、多番制は四年間継続された。その間貞頭が六波羅探題に移るなど北条氏関係者の人事異動と

長井宗秀の頭人職を再度解くなどにより、漸く応長元年に至ってまたも北条氏が独占する五番制に、そして翌正和元（一三一二）年安達時頭が五番頭人に新加されて、北条四名・他氏族一名という通常の形を取り戻したのであった。

以上のように多番制という事態は、本来ならば人事異動・死亡・病氣退任などの機会を捉えて新規の人物を任命すべきところ（当然この場合は一人ずつが基本となろう）、複数人を同時に登用してしまった、或いはせざるをえなかったことにより生じたと推断される。従って何らかの政治的意志を持つての制度自体の改編を目的としていたとまでは考える必要はなからう。何故ならば多番制を解消するために、頭人人事に変動が生じて後任を補充しない、さらに他氏族からの登用者を一時辞職させるという二つの手法を使い、時間をかけながらも変則的な状況の解決を図っていたと思われるからである。ただ多番制を考察するうえで見逃せないと思われるのが、この時期は貞時が引退した翌年から彼が死亡する応長元年と一致していることである。⁽²⁶⁾このことが多番制にいかなる意味を持つていたのか、この点の考察が重要となるが、今後の課題としたい。

なお前述したように文保二年から元応元年にかけても半年余り六番制をとったが、これは十七才と若年の貞将が五番頭人に新たに加わったことによる。しかしながら翌年に一番頭人貞規が死亡し、二番頭人以下が繰り上がることで早期に五番制に戻っていたこと⁽²⁶⁾からすると、この時は多番制という無理をしてでも貞将を頭人に登用せざるを得なかった何らかの事情があったと推察される。⁽²⁷⁾

三 引付頭人と「降番」

上席の番に就任していた頭人の退任や異動に際し番の繰り上がる昇番に対して、時には番を下げる降番者も現れた。降番には職務上での問題や政治的意図などによる懲罰的な、或いはその当人の排除につながるような要素が認められるのであろうか。一番頭人に関連した降番については既に触れたが、ここでは他の番をも含めて検討したい。

その初見は、(一)一旦頭人を離れていた師時が二番で復活したことにより時基・顕時が三番・四番と一つずつ下げた永仁五年である。その後については、(二)乾元元年二月に宗宣の一番起用に伴う二番久時・三番宗泰、(三)同年九月の四番宗方・五番時家の再起用により熙時など二名が六番・七番へ、(四)延慶二(一三〇九)年に貞顕が三番に入ったことにより基時が四番に下がるなど四名が降番した時、(五)同三年一度は退いた熙時が一番に復帰したことによる国時の二番、(六)文保元年に貞規が新任一番として登場した際の守時の二番、(七)翌年貞将が五番に新加された時に安達時頭が六番へ、そして最後となるのが(八)元亨三(一三二三)年貞将の三番再起用により時春・貞直がそれぞれ四番・五番へ、という八例を確認できる。これらの事例から、新任者や復帰者さらには六波羅探題を終えた人物などを、上位の番の頭人に登用したのが契機となっていたことが判明する。

(七)は前項でも触れたように降番したのは安達時頭であり、貞将の異動により翌年には五番に戻っていた。多番制時にはその解消のために他氏族出身者はしばしば任を解かれていたが、この降番もその延長上にあるとみられるので考察対象からは外す。また(一)の時基は二年後に元の二番に復帰していたが、もう一人の顕時は翌年になって理由は不明だが頭人自体を退き戻ることがなかった。さらに残る六例をみていきたい。

(二)の二人が三年ほどかかり、(六)の守時が一年半ほどの時を要したのを除くと、他は同年中に遅くとも翌年には復帰していた。とすると短期間で前職に戻ることが予定されていた降番のようにも思えてくる。右記の新加者の内訳は、三例が一番(二・五・六)で、二番は一例(一)、三番が二例(四・八)となる。一・二番の四例では、(六)の貞規は在任中に病死したが、他の者は執権或いは連署へと異動している。(四)と(八)の三番初任者による降番の要因となった貞顕・貞将父子には、短期間の頭人経験後に六波羅探題への赴任という共通性を持つことが興味を引く。何か特別な事情がありそうだが、遺憾ながら不詳とせざるをえない。

以上みてきたように、降番者は顕時を除くと安達時顕を含めて、その要因となった人物の異動により前職に復帰していた。即ち降番というのは、上席の番に有力者が新加者などとして登場した際に起きる現象であり、短期間での異動が見込まれる人物を登用するための策ではないかと考えられる。従って異論が噴出したり或いは摩擦が生ずるといような政治的側面はそれほど考慮する必要のない、降番の対象者も納得しての異動であった可能性がある。顕時の例があるとはいえ、一度頭人に起用されたならば降番した職にとどまったまま退任に追い込まれるということは原則としてなかったのであり、懲罰的な意味合いを持つ降番は想定しなくてもよいだろう。このことは、初任の番数というものが将来の政治的位置についての決定的な条件になっていたことを、改めて示していると思われる。

第三節 引付頭人と幕府要職

一 引付頭人と執権・連署

第一節で論じた一番頭人の項と重複する部分も多いが、ここでは執権・連署就任者の前職という逆の視点から引付頭人の地位を考えてみたい。時政を含めて執権は十六人、連署には時房以下十四人を確認できる。両職に補任された者が五名おり、なかでも政村は連署↓執権↓連署と異動したので、実質は二十四名である。ここには時政以下高時まで八名の得宗を含むが、経時が評定衆に加わったのを最後として、彼らが頭人などの幕府要職に就任することはなくなるので除外すると、検討すべき人物は十六名となる。

このなかには引付頭人の経験者が十名いる。既述したように、師時は二番頭人から執権へ、義政は三番頭人から連署にそれぞれ任命されていたが、残る八名は一番頭人から執権又は連署に就いた。ここに一番頭人からの昇進というルートを再確認できる。その内訳について引付制設置以後に限ると、特に連署の場合は十一名中七名までが一番頭人からの昇任である。これに対して執権職就任者では、最後の守時のみが一番頭人から直接の昇格であり、また政村以下の八名中四名までが連署を前職としていた。一番頭人と執権又は連署との密接な関連を指摘してきたが、これらの点を押さえると、連署との関わりと限定すべきところであったかもしれない。

ここで例外となる二人の人物について触れる。師時の例は正安三(一三〇)二年である。この時は貞時の出家・引退にとどまらず連署宣時も辞職していたのであり、その補充として一番頭人時村の連署就任と同時であった。従って二番頭人が一番を超えたと捉える必要はなく、かえって順当に一番・二番の頭人が昇格した人事といえる。⁽²⁹⁾

しかしながら義政の場合はいささか異なる。彼の就任は文永十(一二七三)年政村の死に伴なうものであったが、同年初の状況をみると、一番頭人は闕(前年二月同職に就いていた時章が二月騒動で殺害されたが後任を補充せず)、又二番頭人には実時が在任していた。私見からすれば当然実時こそ相応しいはずだが、義政は実時を超えての就任となった(その際に実時は一番へ昇番)。その間の背景については後考を期したい。

さて前記の十六名中頭人を前職としない人物に、時房・重時・長時・貞顕・維貞という五名がいる。⁽³⁰⁾この内時房・重時兩名は、当時引付制自体が存在しておらず当然である。残る三名についてみていこう。長時は、康元元(一二五六)年連署である重時の病気の報を受け、六波羅より東下し父の死後執権に就任する。⁽³¹⁾同年には時頼も引退し、執権・連署ともに交替していたのであり、連署に政村が就いて一気に首脳部体制が変わる。次の貞顕は正和三(一三一四)年十一月に六波羅探題から東下、翌年七月には頭人を經ずに連署に就いた。そして維貞は正和元(一三二四)年八月に同じく六波羅探題から帰洛し、得宗高時が出家した嘉暦元(一三二六)年に連署貞顕の執権就任に伴いその後任となった。このように時房・重時も含め頭人を前職としない五人には、全て六波羅を經由しての就任という共通点が認められる。またその時期についていえば、鎌倉中期とその末期に限られていたのであり、その間は全て引付頭人を前職としていたことになる。以上のことから、執権と連署の職に就いた人物は、得宗を除くと、引付頭人なканんずく一番頭人在任者に、そして六波羅探題からの東下者という、どちらかの前歴を持つ者に限定されていた。この点からも一番の政治的位置の高さを知ることができるだろう。

二 引付頭人と六波羅探題

六波羅探題と引付頭人との関連性について、六波羅探題に考察を加えた熊谷隆之氏は、「六波羅探題は関東の引付頭人と同等かそれより下位にあつた」と指摘している。³²⁾ この点を検討したい。

探題就任者は延べ二十九名を数えるが、南から北への転任者或いは再任者などを考慮すると実質は二十六人である。頭人経験者の就任は建治三（一二七七）年に二番頭人から転出した時村を嚆矢とするので、彼を含め以降の探題就任者十六名をひとまずみていく。この内幕府滅亡時の政村流の北条時益・普音寺仲時に、在任中又は東下年に没した五人、そして時頼孫（時宗猶子）の北条兼時は六波羅探題から鎮西へと転任し東下年に鎌倉で没していたので、この八名を除く時村・久時・宗方・宗宣・基時・貞顕・維貞・範貞・貞将という九名を対象にする。

彼らのなかで前職で頭人を経験していたのは、前記の時村の二番、維貞と貞将は三番、宗宣が四番という四名である。維貞を除く三人は東下後ほどなく一番頭人に起用されている。なお維貞は東下するとともに評定衆・越訴頭となり、³⁴⁾ さらに二年後の守時の執権就任時には頭人に就くことなく連署となっていた。逆に頭人未経験者は久時以下五名である。久時を除く四人は東下後三番（基時・貞顕・範貞）又は四番（宗方）の頭人に就いた。久時は一番頭人を初任とするが、それは東下の四年後という時間を置いていることであつた。しかも貞時の引退に伴ない一番の時村は連署に二番の師時が執権に就くという、一・二番頭人の不在という特殊な状況下にあつたことを想起すると、彼の場合は例外と判断してよいと思われる。³⁵⁾ 従つて頭人未経験者については三番又は四番に起用するというのが、一つの原則となつていたと考えたい。すると探題職を経験していても、北条一門の頭人初任者と同等の扱いと評価できるだろう。但し前職で頭人を経験した者については、時村以外は三番以下を前歴として

いたにも拘わらず、探題職を終えると一番頭人に就任していたことは見逃せないだろう。探題職と頭人職とを比較する場合には、彼らの経歴という視点も必要になるのではあるまいか。

次に森幸夫氏が六波羅探題について指摘した、他方に対しての優越的地位が認められるという執権探題との関わりについて触れる。森説に立ち熊谷氏は、承久三（一二二一）年から幕末までの執権探題を明らかにした³⁶。そこで再び時村以降についてみていくことにする。この地位に就いた人物は、幕府滅亡時の仲時を含め十二名である。この内仲時など四名は在職中又は東下年に死亡しているので除外する（他に前出の兼時・大仏貞房・政村流の北条時敦）。するとその八名の内訳は、先の四人の頭人経験者に加え、東下後に頭人に初任された人物中の宗方を除いた四名もまた執権探題となっていたことになる。唯一執権探題に就かなかつた宗方については、彼の在職中は頭人経験者の宗宣がその地位に就いていたことで納得できよう。執権探題と頭人職とも密接な関連を持っていたと思われる。この観点から注目したいのが範貞である。彼の北方赴任時には頭人経験者の南方維貞が執権探題に就いており、維貞の離任後になって単独執権としてその地位を継いだ。しかしそこに頭人経験者である貞将が赴任してくると、その地位は貞将に替っていた。この例は執権探題を選任する際に、頭人職経験者が優位に立っていたことを表わしているといえるのではないだろうか³⁷。

三 引付頭人と寄合衆

最後に佐藤進一氏により、得宗権力の非制度的拠点と位置付けられた寄合³⁸の参加者と頭人との関わりを検討する。細川重男氏が寄合関係の史料を網羅的に提示している³⁹のでここを基礎としたい。さて引付制設置以後の寄合

参加者について、得宗・執権・連署を除く、北条氏関係者の名を明記する史料からは、

- ① 正応二（二二八九）年五月の時村（一番頭人⁽⁴⁰⁾）
 - ② 永仁三（二二九五）年六月二十六日の時村（一番頭人）・公時（二番頭人⁽⁴¹⁾）
 - ③ 同四年十月の宗宣（四番頭人⁽⁴²⁾）
 - ④ 嘉元二（二三〇四）年三月六日の久時（二番頭人⁽⁴³⁾）
 - ⑤ 延慶二（二三〇九）年四月九日の熙時（一番頭人）・貞顕（三番頭人⁽⁴⁴⁾）
- という五例七名が認められる。人名の下にその時点での役職名を記したが、全員引付頭人であることにまずは着目すべきだろう。⁽⁴⁵⁾

なかでも③の宗宣と⑤の貞顕に注目したい。宗宣は永仁四年一月四番頭人に初任されたばかりであった。貞顕の場合は、この年の一月までには六波羅探題から東下し、その直後の三月十五日に三番頭人に補任され、⑤の日付で寄合衆⁽⁴⁶⁾への任命を受けて翌日開かれた寄合に初参加していた。両名は頭人職就任後さほど日を置かず、寄合衆にも任じられていたことが明らかとなる。この二例に加え先の北条氏関係の寄合参加者が全員頭人であったことを押さえると、僅かな事例しかなく断定は避けたいが、北条一門の寄合衆に限るならば頭人就任者のなかから選定していた可能性が考えられよう。⁽⁴⁷⁾ 寄合への参加を伝えられた貞顕が、書状中で「面目之至」りと喜びを記していた⁽⁴⁸⁾ことも、この点を示唆しているのではなからうか。ここで想起されるのが『沙汰未練書』⁽⁴⁹⁾中の寄合項に記されている「御寄合事 評定衆中ニ宗人々有御寄合、秘密御内談在之也」との文言である。「評定衆中ニ宗人々」とは、北条一門についていえば頭人との兼任者を指すのではあるまいか。

また秋山哲雄氏は、引付一番頭人と長門守護職との間に密接な関係が存在したことを指摘している。頭人という地位との関わりで各種の幕府組織を検討し直すという作業は、幕府政治史を考察するうえで、今後重要な視点の一つになり得ると思われる⁵⁰⁾。

おわりに

本稿を閉じるにあたり、ここまで論じてきたことをまとめておきたい。最初に岡邦信氏が指摘した、「若い」番数の頭人の地位が上であったことを再確認した。このことから担当する番数というのには、その被任命者自身の幕府内における政治的位置が示されていると考えられる。即ち頭人職の番数は北条一族は勿論のこととして他氏族を含めた幕府関係者らの間においても、はっきりとした序列と捉えられていたのではないだろうか。他方抜擢人事ともいうべきものに、初任での一番登用や、番の「飛び越し」がある。前者はその後の履歴から判断して、将来の執権や連署への期待を表わす処遇であった。後者については、実質的には業時一人といえるのであり、以降幕末までの約五十年間全くなかったことから、例外的人事と解釈すべきである。本来は起用された番から上席者の異動や退任などの機会に一つずつ番数を上げていくものであり、階梯を踏んで最終的に一番頭人へと辿りつくということが、周知されていたであろう。また初任時の番数に任命権者の意志は明確に示されているが、登用後になると特別な昇任や逆に懲罰的降任はみられないことから、得宗或いは一部権勢者の恣意が働く余地は小さく、この意味で秩序だった人事の運用が行なわれていたといつてよいのではなからうか。

北条氏出自者の多くは、三又は四番を初任とするのを基本としたが、一・二番程度の昇番に過ぎないのが実態であった（表二参照）。従ってこの位置から出発した者にとつては、一番頭人にまで到るのは困難なことでもあった。従つて彼らは、当然のことながら、若い番からの登用を望んでいたであろう。こうした状況からすると、新任者が起用される時には、当人達は勿論のこと頭人在任者を含め周囲の人々にとつても、いかなる番となるのかに大きな関心が集まっていたと推測される。

以上の点を踏まえると、例外的な人事にこそ着目する必要がある。既に触れた義政・業時に随時を除くと、熙時・基時・貞顕などがあてはまる。それぞれの特徴となる点を順にみていこう。熙時は四番を初任とし、一度は六番まで下がりながらも、四年という短期間で一番に昇番した。鎌倉後期には三番初任者でもこの地位に辿り着けなかったものであり、彼は三番以下を初任とし且つ頭人のみを歴任して一番頭人に到った唯一の人物であった。そして一度はその地位を退任しながら復帰し、連署からついに執権にまで登りつめた。基時は僅かに十六歳にして先任の宗宣に替わり六波羅の執権探題となり、離任の

(表二) 引付各番頭人の初任数とその昇番について

	全就任者数	初任者数	三番頭人	二番頭人	一番頭人	執権・連署
一番頭人	16	5				8
二番頭人	19	5			4	1
三番頭人	22	12		8	4	1
四番頭人	16	12	7	5	2	0
五番頭人	8	3	2	0*	1*	0
六番頭人	4	1	1	1	0	0
七番頭人	2	1	1	1	0	0

* 五番頭人欄の一番頭人は貞将を指すが、彼は三番に昇任後六波羅探題として赴任し、東下後一番頭人となっており、二番には就いていない。

・執権・連署欄は、その番の全就任者に対する人数。

・降番は対象外とした。

約二年後には三番頭人に就任し、その後降番も経験しながら一旦は二番頭人で退く⁽⁵⁾。ところが二年ほどを経て執権として幕政に復帰する。時の一番頭人の守時は初任でこの地位に就き将来を囑望される人物であつたろうが、彼に先んじる形で元二番頭人基時はなぜ復活していたのか、注意を払いたいところである。最後となる貞顕については、六波羅探題南方の任務を終えて三番頭人に就くということ自体は先例もあるが、同年中に二番に昇進し翌年には六波羅探題北方として赴任した。東下の翌年には頭人職に復帰することなく、基時の執権人事と同時に連署に就任する。貞顕の場合は頭人としては二番止まりであつたことに加えてその経験も一年に満たず、さらには六波羅探題から即連署に就くという長時以来の経歴となつた。今彼ら「例外」と指摘した三名の経歴は鎌倉後期の幕府政治史を研究するうえで重要な意味を持つと考えられるのであり、これらの点を明らかにすることも当該期の政治史研究にとっての一つの課題⁽⁶⁾になると思われる。

本来であれば、ここまでの分析を一つの手掛かりとして、個々の事象に検討を加えることによつて、当該期の政治史研究に初めて寄与できることになるのは十分承知している。その意味で本稿は、鎌倉幕府政治史を解明するにあつたつての、全くの予備的考察にとどまるものにすぎず、又注記(4)で触れたように大きな欠陥も内包しているが、ひとまず擱筆することにしたい。

【注】

- (1) 佐藤氏「鎌倉幕府政治の専制化について」(同氏著『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九五五年)など参照。

(2) 佐藤説の特に得宗専制への理解に対する疑問を呈しつつ、鎌倉幕府後期の政治史を論じた近年の代表的論考として、細川重男氏の『鎌倉政権得宗専制論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)及び『鎌倉北条氏の神話と歴史』(日本史料研究會、二〇〇七年)や、秋山哲雄氏『北条氏権力と都市鎌倉』(吉川弘文館、二〇〇六年)などがある。当該期の研究史については両氏の著作に譲る。両氏には『討論 鎌倉末期政治史』(日本史料研究會、二〇〇九年)もある。

(3) 『群書類従 第四輯』(続群書類従完成會、一九三二年)所収。本書は『関東評定伝』と称されることも多いが、本文のように改めるべきことについては、拙著『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年)二九九頁注記(3)参照。以下『評定伝』と略称する。またこの書の記述の下限となる弘安七(一二八四)年までの引付頭人・評定衆・引付衆などについては、特記すべき事項がある場合のみ略称で書名を記す。

(4) 佐藤氏『鎌倉幕府職員表復原の試み』(鎌倉幕府訴訟制度の研究)岩波書店、一九九三年、初出は一九八三〜八七年。以下「佐藤氏職員表」と略称する。この労作は、幕府滅亡の正慶二(元弘三、一三三三)年までの復原を行なっているが、その前年も含めこの二年間の頭人については不明確な面が多いため、本文中でも記したように分析の対象は元徳三年までに限定する。なお佐藤氏は慎重にも典拠とした史料の日付をもって補任日とするが、新任者以外の頭人職は前年より引き続き継続していたと理解して後掲する表を作成した。また細川氏前掲『鎌倉政権得宗専制論』所収の「鎌倉政権上級職員表(基礎表)」(以下「細川氏職員表」と略称する)など諸氏の論考も参照した。

ここで『鎌倉年代記』(増補 続史料大成)所収、臨川書店、一九七九年。以下『年代記』と略称する)の史料性格について付言しておきたい。前掲注(3)でも触れたように『評定伝』記事の下限は弘安七年にあり、佐藤氏はその年以降の引付頭人の補任者を復原するにあたっては主として本書に依拠した。同書は引付制が新設された建長元年から元徳三年までの八十三カ年中三十九年分の頭人番文を記載するが、『評定伝』が途切れる弘安八年から元徳三年ま

での四十七カ年に限定すると二十一年分については記されていない。このため佐藤氏は、前後の番文の比較対照やさらには種々の史料の博捜を通して、未詳の年次の頭人を推定していた。ここで一つ問題となるのが、『年代記』の番文掲載の有無はいかなる理由によるのかということである。そこでまず信頼性の高い史料である『評定伝』と、記事が重なる期間となる建長元年から弘安七年までに絞り、両書を比較するなかでこの問題を考えて行きたい。

この期間について『年代記』には、十三カ年分の番文が載せられている（建長元・同三〜五年、康元元年、弘長二年、文永元・同六・同十年、建治元年、弘安四・同六・同七年。この内『評定伝』の記事と比較すると、異動が行なわれた日付の不一致が四カ年、また建長元・同三・同五各年の頭人名及び番数については大きな異同があり検討の余地を残す）。これら各年次の番文を本文中に掲載した〔表一〕引付頭人変遷表〕と対照すると、全ての年に新加などにより頭人の異動が生じているのが判明する。逆にいえば異動がなく前年と同一人員となる年については番文を載せていないのである。このことは同書の番文が、場当たり的に記載するというのではなく、頭人人事に異動が生じた年次のみ記録するという方針の基で、『年代記』が編集されていたことを示唆すると思われる。ただ私見を否定しかねないのが、建治三年の異動を記していないことである。『評定伝』では大きな異動が行われたことを示す記事があるが、『年代記』には番文の記載がない。しかしながら『年代記』の異本とされる『統群書類従 第二十九輯上 雑部』（統群書類従完成会、一九五七年）及び『改定 史籍集覧 第五冊 通記類』（臨川書店、一九八三年復刻版）に収載されている『北条九代記』（同書と『年代記』との関係については、『国史大辞典』の「鎌倉年代記」項参照）吉川弘文館、一九八三年、益田宗氏執筆）には同年の番文を記していることからすると、『年代記』の原本又は刊本にする際のどちらかに脱漏があると考えられる（この点について、刊本史料については原本・写本を調査するという基本原則を忘却したまま成稿してしまうという、あるまじき誤りを犯してしまった。怠慢の誇りを甘受せざるを得ない）。こうみてくると

『年代記』が少なくとも弘安七年以前については、頭人人事に異動が生じた年次にのみ番文を記載するという編集基準を立てていたと断定してよいだろう。

とすると弘安八年以降にもこの方針が貫かれていた可能性がでてくる。再び表一を参照しつつ、この点をさらに検討したい。さて同年から元徳三年までの四十七か年中では二十六年分に番文が記されており、これらの年次全てに頭人の異動が認められる。では反対に欠落している二十一年分はというと、十四九年(弘安八、正徳元)五、永仁三、正安二、延慶元、正和三、元亨元、正中二、嘉暦三、元徳元の各年)については人的な異動のなかった年と推定される(佐藤氏職員表)及び正応年間の四番・五番の両頭人は後掲注(16)・(18)、また正安二年の太田時連については表一欄外の岡邦信氏の論考を、それぞれ参照のこと。なお弘安八年には霜月騒動の影響により頭時が解任され安達宗景は殺害されたが、二人の後任を補充していない故に番文を記さなかったと思われる。しかしながら残る七か年中には、「佐藤氏職員表」が精緻な考証の中で明らかにしたように、異動者の存在を認めるべき年がある(正和四年の随時、元亨三年の貞将など)。するとある時点から編集基準を変更したかともとれるが、他の視点もありうるのか今後の課題となる。とまれこのような重大な問題点を残したままに本稿を展開することに対して、御寛恕を乞いたい。

(5) 引付制については、石井良助氏『中世不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、一九三八年)、佐藤氏前掲注(4)『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(初版は一九四三年)参照。さらに近年の論考として、岡邦信氏『中世武家の法と支配』(信山社、二〇〇五年)所収の諸論文、近藤成一氏「鎌倉幕府裁許状の日付」(『鎌倉遺文研究』四号、一九九九年)、村井章介氏「執権政治の変質」(同氏著『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出は一九八四年)及び『北条時宗と蒙古襲来』(日本放送出版協会、二〇〇一年)、細川重男氏「右近衛大将源惟康」(同氏前掲『鎌倉北条氏の神話と歴史』所収、初出は二〇〇二年)、保永真則氏「鎌倉幕府の官僚制化」(『日本史研究』五〇六号、二〇〇四年)などを

あげるにとどめる。

(6) 創設時は三番制を取ったが、本注後述の建長三(一二五一)年の複雑な改編を経て翌年には五番制となる。その後弘長二(一二六二)年から引付制が一旦廃止される文永三(一二六六)年までは三番制に戻った。

この時期について編成面からみた引付制を簡単に触れておきたい。創設から文永三年までは、評定衆よりも地位的には下位となる引付衆が頭人を兼ねる例がある(『評定伝』建長五年条、正文元(一二五九)年条)。また建長三年には、それまでの三番制が六月五日に六番制となり同月二十日には三番制に戻るも、さらに翌年四月三十日には五番制へ改編されるというめまぐるしい動きを取っていた(以上『吾妻鏡』)『新訂増補 国史大系』、吉川弘文館当該日条参照)。さらに同書建長三年六月五日条には、「次五方引付、更被結番之為六方」すとも記されており、この文言を信ずれば、同年中だけでも三番↓五番↓六番↓三番と、僅かな期間内で編成替えが行われていたことになる(但し『評定伝』同年条は三番制下の頭人名を記載するのみ)。これら二点を勘案すると、引付制は発足時からしばらくの間は組織面や頭人の位置付けなどに未熟な点を残していたと捉えられる。

(7) 逆に他氏族の頭人不在期間は、設置時の建長元年から同三年の三年間と弘安九年から永仁二(一二九四)年までの八年間、延慶二(一二三〇九)年から応長元(一二三二)年までという僅かに十四年間のみであった。

(8) 岡氏「鎌倉幕府後期における訴訟制度の一考察」(岡氏前掲書所収、初出は一九八五年) 九四頁。

(9) 創設時の政村を除き、この四名がなぜ初任で一番に登用されたのかは不明である。父系的にいえば得宗家一族は貞規のみ、久時・守時父子は赤橋家、また茂時は政村流であった。ただ貞規と茂時両名が貞時の娘を母としていることは注目すべきだろう。しかし、守時の場合は得宗一族とはいえその傍系の宗頼女を母とし、久時の母は不詳である。このように必ずしも血統的な優位性のみに基づき得宗一族に帰することはできない。なお守時は貞規の登場によって一度は降番していた

ことからすると（本文後述参照）、この二人の場合に限ると明らかに貞規が優遇されていた。

(10) 久時は東下四年後の就任と遅れたが、他の三名は東下年である。この差については、後三者は前歴で引付頭人を経ていたことが関係するのかもしれない（第三節第二項参照）。

(11) 佐藤進一氏は、久時は病気による辞任かとする（佐藤氏職員表「徳治二・一三〇七」年項参照）。国時は就任二年後に辞していたがその事情は不明。

(12) 随時の二番頭人就任の意味については、秋山哲雄氏前掲書三三四頁参照。

(13) 泰盛は文永元年三番制下で三番頭人に就任していた。

(14) ここで宗政・業時の一番就任という問題を小考したい。時宗の同母弟で二歳年下の宗政がこの職に就任したのは、連署義政が突然引退・遁世した建治三（一二七七）年のことであった。以後約六年間はこの時代として最も長期にわたる連署不在が続き時宗の単独執権となる。このような状況下での宗政の一番頭人就任は、上席に二つの鬮員があり人事的には当然といえる。ただ一番頭人という地位が本文中でも論じたように、将来の執権・連署候補とみなしうるとするならば、彼が四年余りもその地位にとどまり続けたことには別の疑問もでてくるのではあるまいか。即ち時宗にとつては、宗政という存在がまだ幼い我が子貞時（文永八年生、当時八歳）のライバルとなる可能性を否定できず、将来貞時・宗政（或いはその子を含めて）間で得宗の地位を巡る争いが生じる可能性を考慮に入れる必要もあったと思われる。対外関係が切迫していた状況下での単独執権という事態にも関わらず、宗政の一番頭人在職の長期化と連署不在が続いた背景には、時宗側に何らかの思惑が存在していたということが想定されよう。この問題は、結局は宗政の病死で一応の落着をみた。

しかしながら時宗の単独執権のままでは、後継者貞時のみならず幕政関係者にも不安を残すであろうし、宗政後の

一番頭人も当然求められる。まずは二番宣時の昇格が順当であり検討したであろうが、順を違えるという逆転人事となってしまう。この問題を考えるために、両者の履歴を追ってみた。宣時と業時を比較すると、前者が年齢は三歳上だが、叙爵年齢は後者が十九歳と十二年も早い。引付衆は同時に就任したが、評定衆には宣時が三年半ほど先になる（以上『評定伝』及び「細川氏職員表」参照）。その後はともに一番頭人を経由し連署に就任するなど、両者は似た経歴を辿った。なお頭人の初任にあたっては、年齢や評定衆としての経験の差などが考慮されたのか、本文にも記したように、二番宣時・三番業時という人事がこれまた同時に発令された。この時点では、宣時が優位に立っていたと判断される。この関係が逆転するのが宣時を「飛び越し」ての業時の一番頭人就任であった。この後宣時は業時の後塵を拝することになる。いかなる事情が背景にあるのか、こここそが肝腎なところであるが、誠に遺憾ながら不明とせざるをえない。

さてその後は幕末に至るまで番を越えるという人事は全くなくなる。この点にも推測を加えておきたい。業時は時宗の死の直後、幼い貞時を支えつつ所謂「弘安の改革」を幕府首脳部の一員として着実に遂行していた（前掲注（3）拙著第二部第二章参照）。また宣時も、評定への高出席率をみれば『永仁三年記』へ「増補 続史料大成」所収、臨川書店、一九七九年）参照）その篤実な性格がうかがわれ、貞時を補佐しつつ幕政にとつて重要な役割を果たしていたと思われる。連署としての二人の職務への取り組み方をみれば甲乙つけがたく、結果的に業時が宣時に先んじて死亡していたとはいえ、両者にあつては「飛び越し」という手荒ともいえる手立てを取る必要はなかった、即ち二番と三番という頭人としての地位の差のまま宣時から業時へという順を守つてもよかつたという思いを、幕府首脳部は持ったのではなからうか。十三世紀に入るとともに、初任一番という思い切つた登用が行われるようになる。これは番による政治的地位の差違が鮮明になったことを利して、人心に波風を立てることなく、将来の首脳部の一員として期待さ

れる人物を早期のうちに幕政に参画させるための方策としてあみだされたと考えたい。

(15) 業時については前掲注(14)参照。また貞顕は同年中に二番頭人まで昇番したが、一年余りで六波羅探題北方に転任し、その東下の翌年には頭人に補任されることなく連署に就任した。

なお義政は政村の死に伴い連署に就く。本文中でも触れたように当時一番頭人は闕員だったが、二番実時を越えての就任となった。なぜ実時を超えることになったのか、その間の事情は不詳。とにかくも一番ずつ階梯を踏んでの就任ではなかったことが宗政を含めた三名に共通している。

(16) 四番初任者の内時兼について、高橋一樹氏「鎌倉幕府における権門間訴訟の奉行人」(『年報 三田中世史研究』十六号、二〇〇九年)は、永仁元年までの在任を指摘している。

(17) 熙時は、多番制のもとで一旦は六番に降番しながら、毎年のように番を上げていた(本稿「おわりに」参照)。

(18) 前掲注(16)の高橋論文による時兼に対する指摘を参照するならば、政長もまた永仁元年まで在職していた可能性がある(「細川職員表」政長項は在任を明記する)。

(19) 北条一門出身の引付衆は、文永元年に初めて複数となり(二名)、翌年四名に増えたところで一旦引付制は停止された。制度が復活する同六年以降弘安七年までは、常に三名前後が引付衆に在籍するようになる。『評定伝』に記されている北条氏関係の引付衆は十三名であり、この内十一名が評定衆へ昇任していた。残る二名について触れると、極楽寺忠時は引付衆在職時に死亡しており、時房系の北条宗房はその後の動向が不明である。評定衆に就いた十一名中十名はさらに頭人に到ったが、唯一文永九年の二月騒動で殺害された名越教時のみ同職にとどまった。このようにみえてくると、この時期まででは一度引付衆に登用されさえすれば、評定衆からさらに頭人へというのは、ほぼ固定した昇進ルートとなっていたと考えられる。

なお教時について簡単に触れておきたい。本文中でも述べたように、彼は兄時章らとともに二月騒動で殺害された。この事件については、得宗時宗らと六波羅探題に就いていた庶兄時輔及び名越家による対立・抗争という視点から論じられてきたが（細川重男氏前掲『鎌倉北条氏の神話と歴史』第三章など参照）、これを人事という視点から改めて見直してみたい。教時は康元元（一二五六）年にこの時点では北条氏唯一人の引付衆として新加された。九年後の文永元年には時広も同職に就き、翌年両者ともに評定衆へ昇る。またこの年には北条出自者として義政以下四名が一気に引付衆に加わつてもいた。義政は引付制の中断期である同四年に評定衆となり、同年の北条一族は二人の元頭人（時章・実時）に加え教時・時広・義政という五人の評定衆をだしていた。そして同六年の引付制復活に際しては、教時を除く四名が一番から四番までの頭人を占める。教時側に立つならば、年長ではあるが引付衆では後輩というべき時広のみならず、年少且つ引付衆・評定衆としての経験も浅い義政にすら「追い抜かれ」たことになる。しかもこの時村・頭時を新たに加え北条氏の引付衆は五名となり、その翌年時村は早くも評定衆に就任し教時と肩を並べた。二月騒動の背景の一つとして、時輔の殺害は別途考慮する必要があるだろうが、このような人事に対する教時個人の積年の不満という面も無視できないと思われる。

(20) 「佐藤氏職員表」同年項参照。

(21) 前掲注(7)で述べたように、建長三年六月に六番制をとったとする『吾妻鏡』の記事もあるが、十五日間という短期間であること、且つ当時は引付制という制度そのものが未成熟な時期であったと推測されるので、考察対象からは除外する。

(22) この間、「はじめに」でも触れたが、永仁元年から翌年にかけて再び引付制は廃止され執奏制をとった。また弘安八年の霜月騒動の翌年には、五番頭人に北条政長が就任して全頭人職を北条氏が占めた。その後正応元年から同五年

までの番文は確認できないが、佐藤氏は一番から三番までの頭人を推定しており〔佐藤氏職員表〕当該年項参照)、また前掲注(16)及び(18)を押さえるならば、北条氏の独占が続いたと推測される。

(23) 同年一月にまず宗方が四番頭人に就き、八月の貞時引退直後の引付制の編成替えて、久時・時家にさらに宗方に替わる熙時も加わったが、五番制自体に変更はなかった。

(24) 近藤成一氏は前掲注(5)論文において、永仁二年から正慶元年まで裁許状の日付の分布は一貫しており、月五日の引付評定の式日は変更されることなく開催日は一定していたと指摘した。この多番制の期間においても、裁許状の七割近くが式日とされる日付と一致する(瀨野精一郎編『増訂 鎌倉幕府裁許状集 上 関東裁許状篇』吉川弘文館一九九四年、参照)。この時期の引付制はどのように運用されていたのか不詳だが、このことは多番制を単なる人事的な問題とみる私見を補強すると思われる。

(25) 貞時は応長元年十月二十六日に死亡したが、五番制への復帰がその前日付け番文〔鎌倉年代記〕〔増補 続史料大成〕所収、臨川書店、一九七九年〕参照〕であることは象徴的である。なおこの時期の多番制を考えるうえで、貞時引退時に後継者高時はまだ誕生していないことにも注意を払う必要があるかもしれない(高時は嘉元元(一一三〇)三(年生)。

(26) この後も五番制のまま幕府は滅亡を迎えた。この意味でも五番制こそが引付制の基本的体制であったと判断してよからう。

(27) 貞時は翌年四番頭人となるも元応二(一二三二)年中に一旦は退いたが、その理由は不明。また彼は元亨三(一二三三年)年に三番頭人として復帰したが、翌年には六波羅探題に赴任し、東下後に一番頭人に就いた。彼は北条一門として頭人職に二度復帰した唯一の人物でもある(他氏族では安達泰盛がいる)。

- (28) なおこの時は多番制を避けるためであろうか、長く五番頭人を務めてきた安達時顕が退き、五番制を維持した(時顕は翌年復帰)。
- (29) 但し二番頭人の師時が執権に就き、連署に一番頭人時村が就任していたことは、両職の頭人としての地位の違いから「逆転」とみることも可能であろう。ただ本稿は、担当する番による頭人間の政治的地位な位置を明らかにすることに焦点をあてているため、論及しない。
- (30) この他頭人を前職とする人物に基時がいるが、彼については「おわりに」参照。
- (31) 長時は東下後の六月にまず評定衆に新加され、父重時が死亡した同年十一月になって執権に就いた。
- (32) 熊谷氏「六波羅探題任免小考」(『史林』八六卷六号、二〇〇八年)参照。
- (33) なお貞顕は六波羅探題として二度赴任していた。本文中ではその初任時について触れる。
- (34) 「佐藤氏職員表」正中元(一二二四)年項参照。
- (35) 熊谷氏前掲注(32)論文で紹介された史料『六波羅守護次第』の久時の履歴中には「為引付一番上首」すとの注記があり、東下後一番引付に配属されていたことが確認できる。この「上首」の語について佐藤氏は同番引付の最上席に位置付けられたという意に解した(「佐藤氏職員表」永仁六年項)。すると将来の一番頭人就任を前提とした人事と解積できる可能性がでてくる。
- (36) 森幸夫氏「南北両六波羅探題についての基礎的考察」(同氏著『六波羅探題の研究』、続群書類従完成会、二〇〇六年。初出は一九八七年)及び熊谷氏前掲注(32)論文参照。
- (37) 貞房・時敦が執権探題に就いていたのは、もう一方の探題が不在という単独執権の時期であったことにも留意すべきだろう。また本文中では触れなかったが、基時にも注意を払いたい。彼は十六歳で赴任するや、先任の宗宣に替

わり執権探題となっていた。

- (38) 佐藤氏前掲注(1)論文。
- (39) 細川氏「寄合関係基本史料」(同氏前掲『鎌倉政権得宗専制論』所収) 参照。
- (40) 『鎌倉年代記』正安三(一一三〇)一年条時村の履歴参照。
- (41) 『永仁三年記』同日条参照。
- (42) 『鎌倉年代記』嘉元三年条宗宣の履歴参照。
- (43) 『同右書』永仁元年条久時の履歴参照。
- (44) ⑤の日付は『鎌倉年代記』応長元年条の熙時の履歴及び(延慶二年四月十日)「金沢貞顕書状」(『金沢文庫文書』『鎌倉遺文』二二六六三号)。「鎌倉遺文」はこの書状を年次未詳とするが、前記の熙時の履歴を参照するとその翌日となる十日の書状と確定できる)参照。同文書中には、「昨日長崎左衛門(前)為御使御寄合參勤事被仰下(中略)武州同被仰下候」と記されており、熙時と貞顕兩人は同日に任命されていた。さらに「徳政以下条々御沙汰候き、御熙時神事以後入見参」との文言からすると、十日は新規参加者を加えた寄合の古書始と考えられる。すると袖部分に記されている人名は当時の寄合衆全員の可能性がでてくる(「相州御不参」と執権師時の欠席を記していることも傍証となる)。従ってこの時点における北条一門の寄合衆は、得宗・執権・連署の三人に引付頭人のなかから選ばれた二人の頭人が加わるという構成を取っていたことになる。なお同年の引付制は七番制を取っており北条氏が全頭人を占めていた。
- (45) 他にも『吾妻鏡』文永三年六月二十日条の「神秘御沙汰」の参加者中には実時の名が記されている。彼は引付制が同年三月六日に廃止されるまで(『吾妻鏡』同日条)、二番頭人を勤めていた。参考のためあげておく。
- (46) 寄合衆の語の初見は、前掲注(40)の『鎌倉年代記』正安三年条時村項に記されている正応二(一一八九)年五月

である（本文中の①）。なお寄合の「制度化」が鮮明となるのもこの頃からであり、寄合衆も職制の中に位置付けられた役割となっていく（細川氏前掲『鎌倉政権得宗専制論』の「結論」部分及び保永氏前掲注（5）論文参照）。

(47) 貞顕と同時に寄合衆に任命された熙時は、二年前から一番頭人を務めていたが、頭人としての初任（四番）は九年前となる正安三年のことであった。このことから引付頭人に任命されることが寄合衆の就任に直結するわけではないことを示している。

(48) 前掲注（44）金沢貞顕書状参照。貞顕の上席には二番頭人国時がいたのであり、彼の喜びには国時を「抜いた」という意識が含まれているといえるのかもしれない。この点から、本文中で注目した宗宣・貞顕を除く五名の寄合衆らが一番又は二番頭人であったことにも留意したい。

(49) 池内義資・佐藤進一両氏編『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』（岩波書店、一九五七年）所収。

(50) 秋山氏は、「長門守護は基本的には一番頭人が担当し、状況に応じて実績のある金沢氏が就任していた。長門守護の人選は、（中略）鎌倉幕府における役割と連動していた」（同氏前掲著二八二頁）と述べつつ、その理由として「一番頭人の権威が必要であった」と結論付けた（同書三二七頁）。但し一番頭人との関連からいうと、やや疑問がある。なぜならば必ずしも一番頭人と長門守護との在任期間は一致せず、金沢北条家と比較すると時村を除きその守護在任が極めて短期間でもあった（同書二七九頁の表参照）。また十四世紀に入ると頭人はめまぐるしく交代しており、一番頭人の担当を「基本的」にするという点には問題を残すだろう。とはいえ本文中でも述べたように、幕府内の役職との連動や一番頭人の権威という同氏の視点は、幕府政治を検討するうえでも重要と考える。

(51) 基時が正和元（一三一二）年に二番頭人を退いたことについて、佐藤氏は単独執権であった熙時との「確執を想定し」て、その座を追われたかと推測している（『佐藤氏職員表』二七九頁参照）。

(52) 頭人の変遷表を巡り、二点触れておきたい。一つはほぼ得宗貞時の時期に重なる弘安十年から徳治二(一三〇七)年までの二十年という長期間にわたって、時村から始まり久時・宗宣そして再び久時と、六波羅探題を前職とする一番頭人が連続したことである。他には最末期の貞将のみであり、この時期の幕政を考察するうえで見逃せない点ではないだろうか。

もう一点は宗方についてである。彼は時の連署時村が殺害されるという嘉元三年の所謂嘉元の乱の首謀者とされる人物である(この乱については、研究史を含めて細川氏前掲『鎌倉政権得宗専制論』第二部第二章参照)。彼については、ここまでも触れてきたが、執権探題となることなく六波羅探題から帰洛し、頭人未経験者としては唯一初任が四番頭人にとどまった人物であり、しかも理由不明だが一度は退任しその後復帰するも四番から昇番することなく、同二年十二月に再びその職を去っていた。そして同月には侍所所司に就いたが、この職は前後の時期においては得宗家の有力御内人が就く地位にすぎない。このようにみえてくると、得宗家内の位置付けについては別途考慮すべきであろうが、宗方の政治的立場は、少なくとも幕府内において当初から高いとはいえなかつたと推断されよう。